



# 請 願 書

(請願名) 「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める  
意見書提出方請願

紹介議員

米沢市議会議員

高橋 壽

〃

〃

〃

〃

〃

〃

請願者住所 南陽市漆山 1068

氏 名 置賜農民連

会長 小林茂樹

電 話 0238 (47) 7338



印

住所 米沢市笹野町 2595

氏 名 米沢市農民組合

組合長 加藤 孝一

電 話 0238 (38) 3981



印

平成 28 年 11 月 25 日

米沢市議会議長 様

## 様式 13 - 2

(請願の要旨又は理由)

米価が生産費を大きく下回る水準に急落し、多くの稲作農家が「これでは作り続けられない」という状況が生まれています。また、「安いコメ」の定着によって、生産者だけでなくコメ流通業者の経営も立ち行かない状況となっています。

こうした中、政府は農地を集積し、大規模・効率化を図ろうとしていますが、この低価格では規模拡大した集落営農や法人ほど赤字が拡大し、経営危機に陥りかねません。

平成 25 年度までは、主要農産物（米、麦、大豆など）の生産を行った販売農業者に対して、生産に要する費用（全国平均）と販売価格（全国平均）との差額を基本に交付する「農業者戸別所得補償制度」がとられ、多くの稲作農家の再生産と農村を支えてきました。

平成 26 年度からは「経営所得安定対策」に切り替わり、米については 10 アールあたり、7,500 円の交付金へと引き下げられ、稲作農家の離農が加速し、地域がいつそう疲弊しています。しかも、この制度も平成 30 年産米から廃止されようとしています。

これでは、稲作経営が成り立たないばかりか、水田のもつ多面的機能も喪失し、地域経済をますます困難にしてしまうことは明らかです。

私たちは、いまこそ欧米では当たり前となっている、経営を下支えする政策を確立することが必要だと考えます。そうした観点から、当面、生産費を償う農業者戸別所得補償制度を復活させて、国民の食糧と地域経済、環境と国土を守ることを求めます。

以上の趣旨から、下記の事項について地方自治法第 99 条の規定にもとづく意見書を、政府および関係機関に提出して下さるよう、地方自治法第 124 条の規定により請願いたします。

### 〔請願事項〕

- 1、農業者戸別所得補償制度を復活してください。